

近世日越通交の黎明

蓮田隆志*, 米谷均**

Dawn of the Japan-Vietnam Relationship in the Early Modern Period

HASUDA Takashi* and YONETANI Hitoshi**

Abstract

This paper aims to clarify the early contact between Japan and Vietnam—both Tonkin and Cochinchina—during the late sixteenth and early seventeenth centuries by investigating letters sent from Vietnam to Japan. In order to better understand the letters and their background, a paleographical approach is adopted. The oldest letter was sent from Tonkin by Nguyễn Cảnh Đoan, a high-ranking military officer residing in Nghệ An Province. The addressee, “King of Japan,” is a fictitious person, which indicates that Vietnamese officials did not understand contemporary Japan. Two entrepreneurs took advantage of this gap in knowledge to deceive Nguyễn Cảnh Đoan into sending the letter to a nonexistent King. The second and third letters were sent from Nguyễn Hoàng to Toyotomi Hideyoshi and Terasawa Masanari (a chief officer of Nagasaki), not to Tokugawa Ieyasu.

From investigations of the format and terminology of these three as well as other letters, it is clear that both the Trịnh King and Nguyễn lords aimed to relativize the authority of the Lê emperor and to promote their status by arrogating the title of “An Nam Quốc vương (King of Annam).” The Tokugawa Shogun also utilized the exchange of letters with a foreign monarch to enhance his authority.

Keywords: Japan-Vietnam relationship, early modern period, paleography, diplomacy,
Nguyễn Cảnh Đoan, King of Annam

キーワード：日越関係、近世、古文書学、外交、阮景端、安南国王

* 立命館アジア太平洋大学アジア太平洋学部：College of Asia Pacific Studies, Ritsumeikan Asia Pacific University, 1-1 Jumonjibaru, Beppu, Oita 874-8577, Japan
e-mail: hsdtk@gmail.com

** 早稲田大学商学部 非常勤講師：School of Commerce, Waseda University, 1-6-1 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo 169-8050, Japan
DOI: 10.20495/tak.56.2_127

I 問題設定

16世紀後半～17世紀中葉にかけての時代は、日本とベトナムとが史上初めて継続的な直接交渉を持った時代であり、その後半に当たる朱印船貿易の時代には政権間で正式な文書の往復も行われた。また、ホイアンの日本町に代表されるように、ある程度の規模をもって日本人が南シナ海に進出した前近代で唯一の時代でもある。

この時代の日越関係についてベトナム側に残る記録は皆無に近い。他方、日本側には録文や控えだけでなく外交文書の現物も残っているため、この分野では戦前の川島元次郎『徳川初期の海外貿易家』[川島 1916]以来、日本対外関係史側からの研究が先行してきた。この戦前以来の研究の集大成とも言えるのが岩生成一の『南洋日本町の研究』[岩生 1966]と『新版 朱印船貿易史の研究』[岩生 1985]である。これらは広く東南アジア全域を対象にしたものだが、ベトナムに限っても、ホイアンに存在した日本町の規模と盛衰、ベトナムへの朱印船派遣数や派遣年次、派遣主体といった基礎的な事実がほぼ明らかになり、その多くが現在も通説として定着している。

1990年代以降は、ベトナム研究側の考古学・貿易陶磁研究を中心とした港市ホイアン研究・日本町研究がこれを牽引し、戦前以来の「邦人海外発展史」的傾向を乗り越えてホイアン日本町を中部ベトナム地域の歴史の中に位置付けることが可能になった。¹⁾ 個別の事実関係でも、菊池誠一[2003]は発掘によって日本町の位置を推定し、岩生の説を批判してツーラン(ダナン)日本町の存在を否定するといった成果が出ている。²⁾

ベトナム人の研究は、近世ベトナム対外交易史の古典である[Thành Thê Vy 1961]以来、対中関係以外は、主として西洋史料の記述に漢喃史料の零細な記述をすりあわせる形で展開してきた。日本史料については二次文献に頼るところが多く、21世紀に入っても『外蕃通書』などに収録された書簡の紹介・越訳に留まり、植民地期の黎懐[楚狂 1921-22]の時代とあまり変わらない状況だったが、[Phan 2012]や[フィン 2013]のような日本史料を直接扱う研究も出現してきた。³⁾ さらに、西洋史料の中でも活用が遅れていたオランダ史料についてもホアン・

1) [桜井 1991], [日本ベトナム研究者会議 1993], [桜井・菊池 2002], [菊池 2003; 2014]などが代表的成果である。

2) 岩生の研究はその網羅性と体系性から、また、戦後歴史学において日本対外関係史が一時期低調になったこともあって、その成果が無批判に前提とされることも少なくないが、岩生自身は東南アジアの現地語を扱えず、また時代的制約からベトナムの漢喃史料へのアクセスも極めて限られていた。そのため、文献史料を再度吟味し自らの広南宮研究の成果を援用して岩生の研究を再検討した菊池のように、1970年代以降のアジア史の成果を踏まえて氏の業績を再度点検する必要がある。同様の姿勢で岩生の研究を再検討したものとして[中島 2009]もある。[蓮田 2015a]は岩生の研究成果を土台として作製された南洋日本町・朱印船貿易関連地図の表記を今日の研究成果に照らして校訂したものだが、専門家の助けを借りてベトナム以外の東南アジア他地域についても同様の作業を進めており、別稿を準備中である。

3) なお、影印本だけでなく1928-34年に『史苑』に連載された辻善之助の翻刻(ウェブ上で全文が公開)

アイン・トゥアンのモノグラフと越訳史料集の刊行 [Hoang 2007; 2010] によって、オランダ史料やイギリス史料に記された日越関係の見通しが一気に良くなった。

ベトナムへの朱印状が日本人以外にも下付されたことから明らかなように、当時の日越関係には多くのプレイヤーが介在しており、両国の政府は重要ではあるがその中の一部に過ぎない。オランダ、ポルトガル、華人、在外日本人など多様な人間集団が日越を繋いでいた。⁴⁾ これら諸分野の成果は、どちらかと言えば交易史や、国家の枠組みや役割を相対化した海域交流史などの方向に展開されてきた。⁵⁾ また、[櫻井・菊池 2002] 所収の貿易陶磁を扱った諸論考やベトナムで発掘された一括出土銭を分析した [三宅・菊池 2009] などによって、日越の直接往来だけによらないアジア海上貿易ネットワークの中での日越物流を知ることができるが、これらもやはり同様の方向性と親和性が高い。

だが、現地ベトナムの漢喃史料を用いた当該時期ベトナム史研究は、20世紀末以降に村落文書・碑刻文が大量に扱えるようになったにもかかわらず、対外関係や海上交易に関する情報が極めて少ないため、上記のアジア海上交易史・交流史との連携に課題を残してきた。そのため、当時のベトナムの政情について踏み込んだ言及がなされず、外交史・政権間交渉史の側面が立ち後れている。

このような中で、2013年4月に公表された「安南国副都堂福義侯阮書簡」(九州国立博物館蔵、以下「福義侯書簡」) は、これまで最古とされていた史料から10年遡り、しかも外交文書の現物であるという点においても重要な新出史料である [九州国立博物館 2013: 105, 220-221] (執筆担当：藤田励夫)。またほぼ時を同じくして、この書簡を含めた日本に現存する関連文書の現物・写し・移録を集成・校訂した重要な史料集が藤田励夫によって編纂され [藤田 2014; 2015],⁶⁾ それを基礎とした日越往復文書に関する「書」「示」「曉示」「令旨」などの文書様式の分類、体系的な古文書学的整理も行われた [藤田 2016]。

ㄴ されている)もあるのだが、ベトナムでは『異国日記』はまだほとんど利用されていない。

4) 関連する研究は枚挙に遑が無いが、オランダによる日本—トンキン貿易を検討した [永積 1992b] [Hoang 2007: Part 3] や、長崎を拠点として17世紀の日越貿易に携わった華人魏一族の活動を文化面の影響を含めて検討した [Iioka 2009]、和田理左衛門や日本人女性ウルスラなど、日本町以外の場所でも活動した日本人の活動を跡付けた [永積 1992a; 2001]、1620年代にホイアンの日本町がインドシナ半島におけるキリスト教徒の中心地となっていたことやイエズス会のベトナム布教に日本での経験が活用されたこと、マカオから日本人宣教師が派遣されていたことなど、マカオとベトナムに在住する日本人キリシタンが重要な役割を果たしたことを明らかにした五野井隆史の研究 [五野井 1992; 1994 など] 等をさしあたり挙げることでできよう。

5) 近年のものでは、トンキン湾を一つの歴史世界として措定した論集 [Cooke *et al.* 2011] などが挙げられよう。

6) [藤田 2014] に収録されているベトナムから日本に送られた文書に言及する場合、藤田が付した文書番号を用いた《安○×》の形式で示すが、原文を引用する場合は、筆者の責任で句読点を改め、諸本間の異同校勘については省略した。[藤田 2015] に収録されている日本からベトナムに送られた文書に言及する場合も同様に《日○×》の形式で示す。

かかる史料状況の好転を受けて、本稿は「福義侯書簡」およびこれ以前に確認されていた最古の日越外交文書である、「安南国都元帥瑞国公」発出の書簡2通（弘定2年（1601）5月5日付）に検討を加える。まずはこれらの書簡に登場する人物とその肩書きを中心に考証を行う。次いで書式や使用される文言など文書様式論的アプローチで3通の文書を分析する。具体的には自称文言や他称文言、敬意表現などに着目して、文書の作成主体がどのような背景のもと、いかなる意図や目的でこのような文面の書簡を作製したのか、また、相手側にそれがどう受け取られた可能性が高いかという側面に注目する。これが本稿の新しい点である。一方で、その結果としてどのように事態が動いたのか（例えば貿易規制の変更など）は本稿ではあまり重視しない。これらの作業を踏まえて、最後に当事者たちの戦略とそれを取り巻く状況を再構成する。なお、本稿での西暦年月日はグレゴリオ暦換算表記、⁷⁾ 年号年月日は日越の典拠史料上の表記である。

本論に入る前に、本稿を理解する上で必要な範囲で当時のベトナムの状況を概観する。1428年に成立した黎朝大越国は1527年に莫朝に篡奪されたが、1532年末に残党が蜂起し、清華（清化）・父安を拠点として莫朝と対立した（後期黎朝）。⁸⁾ 後期黎朝の主将阮淦は1545年に暗殺され、その女婿の鄭検が地位を引き継いだ。鄭検は阮淦の実子である阮潢を危険視したため、阮潢は1558年に南方の順化に転出して難を逃れた。彼はさらに南隣の広南も兼領し、強固な地盤を作り上げた（広南阮氏政権）。⁹⁾

1592年に黎朝軍は東京（現ハノイ）を攻略し、ここに還都した。阮潢はこの直後に軍を率いて上京して莫朝残党の討伐に尽力したが、鄭氏当主鄭松の封王と皇太子廃立（1599年）によって鄭氏政権が確立したことを契機として、翌年無断で自領に帰還した。彼は人質を差し出すなど低姿勢を貫くことで鄭氏の討伐を回避し、以降1627年まで鄭阮両氏は表面上平穏な関係を維持した。¹⁰⁾

この間、黎朝残党の救援要請を受けた明朝は、黎朝篡奪の非を鳴らして莫朝に軍事的圧力をかけた。そのため、莫朝は明朝に降伏したが、その際に安南「国」は安南「都統使司」に格下げされ（長の名称は安南都統使）、形式上、独立国としての地位を失った（1541年）。莫朝を駆逐した黎朝は安南国（王）への復帰を主張したものの、明の滅亡まで叶わなかった〔大沢1975: 365–382〕。すなわち、本稿で扱う時期に「安南国」は正式には存在しないのである。

7) ベトナム暦からグレゴリオ暦への換算は、[Lê Thành Lân 2010] に依る。前近代ベトナムの暦に関する日本語の論考としては、[岡崎 2010] がある。

8) 後期黎朝成立の事情については[蓮田 2017] 参照。

9) 本稿に現れるベトナムの政体名や地名の表記については[蓮田 2015a] も参照されたい。

10) 阮潢の南帰は「朝廷大震」(NVH本「大越史記本紀統編」巻20、庚子慎徳元年（1600）5月7日条）と年代記に記されるように、黎朝宮廷に大混乱を巻き起こしており、当時の阮潢の地位と実力とを見事に示している。また、[Taylor 1993: 56–58] も参照せよ。

II 安南国副都堂福義侯阮書簡

1591年の年紀を持つ本書簡は既に影印と録文が公表されている《安1》。また、これに先だって〔九州国立博物館 2013: 105, 220-221〕や『日本歴史』2014年1月号の口絵でも写真付きで藤田励夫による紹介がなされているが¹¹⁾、煩を厭わず原文を掲載し、注釈を加えたい。¹¹⁾

安南国副都堂福義侯阮肅書

日本國○國王座下。竊聞、信者國之寶、誠所當脩。前年、見陳梁山就本國、謂○國王意好雄象。有象壹隻、已付陳梁山、將回○國王、其體小不能載。有好香式株・雨油蓋壹柄・象牙壹件・好紵式匹、寄與○國王、以脩好信。明年、隆巖又到本國、謂陳梁山并財物未見。茲有雨油蓋壹柄、再寄與○國王爲信、○國王如好本國奇物、仍遣隆巖、將好劍式柄・好甲衣壹領、就與阮。得買奇物、寄回○國王、以通兩國往來交信之義。茲書。

「□□□□之印」(朱印)

光興十四年閏三月二十一日¹²⁾

「書」(黒印)(横線)(花押黒印)¹³⁾

【現代語訳】

安南国の副都堂・福義侯である阮某が、謹んで日本国国王座下に書を送ります。「信は国の宝であり、誠は（その君主が）備えるべきものだ」¹⁴⁾と申します。先年、陳梁山とい

11) 本書簡への関心はベトナムでも高いが、現時点で唯一の和訳である〔九州国立博物館 2013〕所収和訳は要約に留まっている。また、本稿では闕字など文書学的情報も重要なので、敢えて原文と和訳を本文中に併載する。なお、第1行目以外の改行は特に意味を持たないので、これを反映していない。

12) グレゴリオ暦の1591年5月13日にあたる。ベトナム暦でこの年の閏月が3月であることは、正和本『大越史記全書』本紀卷17、辛卯（光興）14年閏3月13日条（陳荊和校合本p. 887）によっても在証される。

13) 末尾の官印・文書形式印・横線・花押の組み合わせについては〔藤田 2016: 42-46〕、ベトナムの印全般については〔Nguyễn Công Việt 2005〕を参照せよ。弘定7年（1606）4月18日付「父安等処承憲二司等官示」《安15》など連名の文書で花押ごとに横線が付けられている。よって、藤田も正しく指摘するように、横線は元々花押に附属していたものである。これは洪徳19年（1488）の吏部による考課通知〔*ibid.*: 図版26〕にも確認されるので前期黎朝でも行われていた。また、明代中国の文書でも官文書私文書を問わず見られるとのことだが、明の文書は左上（奥上）に文書形式や発給官庁名が大きく印字されていることが多いという（中島楽章氏のご教示による）。上部に横線を伴う花押は朝鮮王朝や西夏の文書でも見られるとのことであり（川西裕也氏・佐藤貴保氏のご教示による）、淵源は宋以前に遡ると思われる。よって、属明期以降にベトナムに移入したとは限らないが、胡朝期以前の文書現物が知られていない現在ではその追求は困難である。

ベトナムの独自性としては、横線と花押との一体性が薄まっていくこと、しばしば横線を縦断するように発給者の官職・姓を、細く字間の詰まった形で書き付けることなどが挙げられよう。なお、この点を広南阮氏治下の文書の特徴とした〔蓮田 2012: 168〕の見解は、鄭氏政権側の文書である《安15》でも同様の事例が見られることから誤りである。この機会に訂正したい。

14) 『春秋左氏伝』僖公25年条に「(晉文)公曰、信、國之寶也、民之所庇也。」とある。また、正和本『全書』外紀卷4、呉黄武6年条に付せられた呉仕連の按語（校合本p. 137）にも、「夫信者、國之寶也」

う者が我が国に来たので会ったところ、「(日本) 国王は強くて力のある象を好む。」と言いました。(手元に) 象が一頭いるので、陳梁山に預けて(彼を) 国王の元へ帰そうとしましたが、乗船が小さくて載せることができませんでした。(そこで) 上質の香木二本、雨油蓋一本、象牙一本、上等の紵(絹織物) [河上 2015: 409] 二匹が有ったので、国王に差し上げて、それによってよしみを結ぼうとしました。次の年、隆巖という者がまた我が国にやってきて「陳梁山や(彼に預けた) 財物は見たことがない。」と言います。ここに雨油蓋が一本あるので、もう一度国王に贈って信義(の証し)とします。もし国王が我が国の珍奇な品物をお気に召したならば、重ねてもう一度隆巖を遣わして、上等の剣二振りと上等な鎧一揃いを持たせて、(我が国に) 来航して(わたくし) 阮にお送り下さい。珍奇な品々を買って国王にお返しし、これによって両国が往来し通信するよしみを通じたいと思います。ここに書す。光興十四年閏三月二十一日。

差出人は官爵と姓のみで諱は記されていない。光興という年号から莫朝ではなく黎朝側の人間なのは明らかで、黎朝側のうち鄭氏側の人間か、半独立勢力となっていた広南阮氏側の人間かが問題となる。¹⁵⁾ 官名の副都堂はベトナムの官制史料に確認されず、雅称であろう。17世紀の対日外交関係文書に「(大) 都堂(官)」という形で7例見られるが、「大都堂」及びその省略形としての「都堂」《安2, 3, 22, 23, 36》は、最上級行政単位(承宣)の駐屯軍司令官で軍事と治安維持を主に担当する鎮守を指すようだ。¹⁶⁾

このほか「都堂に所属する官員」という意味の「都堂官」という用例がある《安3, 24, 27》。都堂が鎮守と対応するのであれば、これらは年代記に登場する「鎮守官」や「鎮守将」などに対応すると思われる。¹⁷⁾ しかし、副鎮守という官職名は管見の限り一例しか見られない。¹⁸⁾ 副都堂も「福義侯書簡」のみに確認される官職のため、都堂官の中でも上位にある者という程度に解しておく方がよいだろう。

爵位の福義侯は管見の限り、父安の土豪である阮景族の家譜に、16世紀中葉の当主阮景驪の子息として、「八男景端。封參督神武四衛軍務事・福義侯」という形で現れるのみである。¹⁹⁾ こ

ゝとある。また、後半は『荀子』不苟篇に「夫誠者、君子之所守也、而政事之本也。」とあるのが典拠か。

15) 阮はベトナム最多数の姓なので、広南阮氏側の人間とする根拠にはならない。

16) 承宣は道・処・鎮とも称される。鎮守についてはさしあたり [八尾 2009: 138, 259-260] [蓮田 2015b: 注10] 参照。明代中国における都堂は、都察院の御史および都察院御史の銜を兼帯する総督・巡撫を指したようである。ここでの都堂は鎮守を総督・巡撫に準えた雅称と考えられる。

17) 正和本『全書』本紀統編卷17、光興18年(1595)4月是時条(校合本p. 904)、同光興19年(1596)12月4日条(校合本p. 908)。

18) A4本「大越史記統編」卷19、光興22年(1599)6~8月条。

19) 筆者が調査・収集し得た阮景族の家譜は、ゲアン省博物館蔵『驪州阮璟族家譜』(所蔵記号: 5064/GY3)のみ「祿義侯」に作るものの、他本は全て同じ記述である。日本でアクセスしやすいものとしては、越南漢文小説叢刊と越南漢文小説集成の両方に収録されている『驪州記』がある。

の一族は、阮景驩が鄭氏から姓名を賜り、その孫の広富侯阮景河は鄭氏の王女を娶るなど、鄭氏と関係の深い有力な武門である。また、阮景河は妻と父の舒郡公阮景堅らとともに1609年に父安で発生した角倉船難破事件において遭難者の救助・給養にあたるなど、父安での対日貿易にも縁がある〔蓮田 2014: 38〕。これらの状況証拠と合わせて、鄭氏政権側に属し、父安の副都堂である阮景端が本書簡の差出人だと判断したい。つまり、本書簡は地方の有力豪族で地方駐屯軍幹部でもある武人が発出したものである。

よって、陳梁山と隆巖が訪れたのは、日本から朱印船が来港し、阮景族の本拠地でもある父安の港で、17世紀初頭の朱印船貿易関係史料に見られる復礼社（現ゲアン省フングエン県フンチャウ社 x. Hung Châu, h. Hung Nguyên, t. Nghệ An）や華園社（同フンカイン社 x. Hung Khánh）ないしその近辺、つまり、現在のゲアン省とハティン省との境をなすラム川河口をやや遡上した北岸の港だと考えられる。²⁰⁾

陳梁山は華人・ベトナム人双方の可能性があるが決め手はなく、南シナ海を往来する海商と考えればよからう。彼が日本から来航したとすれば、1589年秋～90年春の北東モンスーンを利用してのことと思われる。日本との通交を持ちかけて福義侯がこれに応じたようだが、当時の日本に日本国王を名乗った人間はいない。陳梁山がでっち上げた架空の存在と見てよからう。隆巖は僧侶の名としても不自然ではないので、日明貿易や日琉貿易にて僧侶が果たした役割から見て、日本人僧の可能性もある。本書簡が日本に伝来したことから、日本が彼の活動拠点の一つであったことは間違いないだろう。これが日本の要路に取り次がれた記録は今のところ無く、隆巖が書簡にあるベトナム側の要請に応じて再渡航した記録も確認されていない。²¹⁾ また、本書簡の宛先が依然として「日本国国王」であることから、隆巖は陳梁山が吹き込んだ日本についての知識やベトナム側の誤解を訂正しなかったようだ。

本書簡が出された背景には、明朝の海禁緩和など両シナ海を跨ぐアジア海上貿易の発展があったはずだが、福義侯が日本の政情をほとんど把握していなかったことが分かる。陳梁山も隆巖も国家的背景を持った使節ではなく、このような状況下で、海上交易の活況と情報の不足を利用して利益を得ようとした人々だったと考えられる。

20) 鄭氏領（東京）の対外貿易については、フォーヒエン（舗憲、現フンイエン市）が有名だが、朱印船貿易の時代にはまだ国際港ではなかった〔金 1943a; Đỗ 2015〕。

21) いくつかの長崎関係史料に見える、文禄初年に秀吉の朱印を受けた長崎・京都・堺の商人が東京・広南を含む東南アジア各地に船を送ったという記事を、「福義侯書簡」への対応と見なすこともできるかもしれないが、これらの記事の信憑性は低いようである〔中田 1984: 105–119〕。

III 2通の瑞国公書簡

「福義侯書簡」発見以前には、弘定2年5月初5日付（1601年6月5日）で「安南国天下統兵都元帥瑞国公」が送った2通の書簡が最古の日越往来書簡であった。1通は山田慥斎『方策新編』巻10、撰者不詳『異国出契』、近藤守重『安南紀略藁』（書簡之事、安南書）、西笑承兌『異国来翰認』²²⁾ 撰者不詳『外国書翰』に確認され、もう1通は近藤守重『外蕃通書』（第11冊、安南国書1）、同『外蕃書翰』のほか、上述の『方策新編』、『安南紀略藁』、『異国出契』、『異国来翰認』などに収められている。²³⁾ 行論の都合上、前者《安2》を「瑞国公致書」、後《安3》を「瑞国公書簡」と呼ぶ。

いずれの書簡も現物は確認できておらず、写しや移録の形で諸史料に残されている。幸い、「瑞国公致書」は『外国書翰』、「瑞国公書簡」は『外蕃書翰』が用紙四周の文様まで含めた模写のため、改行箇所なども含めた書式に関する情報は原本とそれほど異なっていないと思われる。²⁴⁾ それらを見る限り、改行箇所については第1行目を除いて行末まで使っており、平出や抬頭は施されていない。ゆえに、以下に掲載する原文では第1行目以外の改行は底本のものを反映させていない。また、「瑞国公致書」の別幅は省略した。現代語訳は内容に応じて適宜段落に区切り、行論の都合上、番号と下線を付加している。

【瑞国公致書】（国立公文書館蔵『外国書翰』所収）

安南国天下統兵都元帥瑞国公致書于

日本國兄大相國秀吉公。書曰、孟子七篇曰交鄰、中傳九經曰柔遠。此古今之常典、天下之通義。且我與大相國前約已定、結爲兄弟之邦、永爲萬年之好。曩因我國有事、徵我還京、不意大相國人白濱顯貴、招商往販到順化處。奈天時不順風蕩船破。致使順化大都堂官與顯

22) 外交文書集。東京大学史料編纂所蔵謄写本を用いた。原本は相国寺に現存しているが、現段階では非公開。

なお、近時、藤田励夫〔2017: 44-45〕が承兌の撰とする定説に疑問を提出している。

23) 以上のうち、『異国来翰認』以外はいずれも国立公文書館蔵本を使用し、適宜、他本を参照した。『異国出契』は古代から近世までの外交関係文書集である。17世紀後半に興福寺一条院や京都天竜寺慈濟院、相国寺心華院所蔵の文献を、書肆も関与して抄写・編纂したようだ。張東翼〔2016: 16-19〕は、1665-67年前後の日朝関係に深い関わりを持った人物によって1680年代初頭に編纂されたと推測する。『外国書翰』は外交文書を収録した冊子で、朝鮮礼曹から対馬に宛てた文書2通、ベトナムからの文書1通（「瑞国公致書」）、朝鮮被虜人李文長の和文書簡で構成される。「瑞国公致書」の余白に「明治十九年四月水戸彰考館本相国寺屏風外国書翰ヲ抄寫ス」とある（『彰考館図書目録 附・焼失目録』（八潮書店、1977年）によると、彰考館の原本は戦災で焼失している）。近藤守重は長崎勤務時代に『外国書翰』2巻を著しているの、その一部を抄写したものではなかろうか。なお、東京大学史料編纂所蔵「近藤重蔵遺書」に『外国関係書翰』という2巻本があるがベトナム関係は含まれておらず〔山口1983: 46〕、上述の2巻本の『外国書翰』とは別物のようである。

24) 但し、空格が省略されているなど、完全な再現ではない。これらは他本によって補った。

貴商客事，皆已誤。我不之知。至茲，我復臨巨鎮，因見顯貴尚在我國，我想及前由，更加厚寵，欲遣歸國，以尋舊約。幸見上國商船復到，顯貴招入陳達情由，我欣然曰「誠千載之奇逢也」。爰具菲儀於筐篚，聊表寸忱，敬憑尺楮於封函，略申大義。倘大相國曉知此義復遣使通。一則因產國利助其軍器曰^{生鹽鐵}以充吾用。一則急賜示下弔還顯貴。以寶善人，真第一之好事，兩國之洪福也。茲書。

「鎮守將軍之印」（朱印）

弘定貳年五月初五日

「書」黒印影（横線）（花押印影）²⁵⁾

【現代語訳】

安南国天下統兵都元帥瑞国公が日本国兄大相国秀吉公に手紙をお送りします。

書物にこうあります。『孟子』には「交鄰」，『中庸』にでてくる九經の一つに「柔遠」とあります。これは古来より変わらぬ掟であり，普遍の道理なのです。

さらに又，私と大相国とは，以前に盟約を交わして既に定まっております，両国は兄弟国の間柄となって，永く万年の誼を結びました。

先頃，我が国で一大事が起こったので，私は召還されて都に帰りましたが，思いがけず①大相国の（国の）人の白濱顯貴が商人を集めて順化に商売にやってきました。（ところが）②如何ともしがたいことに，天候不順で，風波が船を破壊してしまいました。（そして）順化大都堂の役人をして顯貴の船の商人と事件を起こさせてしまい，（事態を）すっかり誤ってしまうことになってしまいました。私もそのことを知りませんでした。今ここにいたって，私は再び巨鎮（順化）に君臨することとなったが，顯貴がまだ我が国にいるのを見て，私は前記のことに思いを致し，さらに厚く寵愛を加えて，③（彼を）日本に遣わして帰国させ，そうして（貴方との）昔の盟約を確かめたいと思います。幸いなことに，貴国の商船がまたやってきたのを見て，顯貴はこれを招き入れた上で，そのことを私に告げたので，私は喜んで「本当に千載一遇の奇縁だ」と言いました。

ここに箱にいささかの礼物を収め，ささやかな気持ちを表し，謹んで封をした箱に手紙を入れます。（私の言いたいことは）大略この通りです。もし相国がそれをよくご理解頂いたなら，また使者を送って下さい。④と言うのも，一つにはお国の産物でもって軍事物資（生塩漆と武器）を援助して，我々の国用に充てさせて下さい。いま一つには，（帰国後に）急いで指令を下して，顯貴を送り返して下さい。善人を大切にするというのは，ま

25) 〔藤田 2014〕が底本とした『異国来翰認』では，朱印影は外郭のみ記されているが，『外国書翰』から「鎮守將軍之印」だと判明する。但し，『外国書翰』には花押印上の横線がなく，『異国来翰認』には横線が記されている。この点は，『異国来翰認』が正しいと考えられる。

ことに第一の良いことであり、両国の大いなる幸福だと言えましょう。ここに書す。

【瑞国公書簡】《安3》

安南国天下統兵都元帥瑞国公、茲屢蒙

家康公貴意。前差白濱顯貴發船往販通商結好。又蒙賜文翰、乃前任都堂往復。今我新任都統元帥、欲依前事兩國交通。不幸至舊年四月間、顯貴船泊在順化處海門、被風蕩、船破、無所依恃。順化大都堂官、不識顯貴良商與船衆爭氣、不意都堂官事誤身故。諸將帥興兵報怨、且日日要殺死顯貴。我在東京、聞此消息、愛惜難勝。於上年、我奉命天朝、復臨巨鎮、見顯貴尚在我國。我本欲發船許回、奈天時未順、延至今日。幸見貴國商船復到、顯貴諳曉事由、我無不悅。爰謹具菲儀、聊表微意。庶容少納外、專書一封煩爲傳○上位。示下弔顯貴返國。以結兄弟之邦、以交天地之義。誠如是則助以軍器曰非禮讓、以充國用、我感德無涯。異日容報至祝。茲書。

「鎮守將軍之印」朱印影

弘定二年五月初五日

「書」黒印影（花押黒印影）

【現代語訳】

安南国天下統兵都元帥の瑞国公は、これまでしばしば家康公の御意を得てきました。^①以前に（そちらが）白濱顯貴を遣わして船を出して（こちらに）商売にやってきて、それを通じて誼を通じました。また、お手紙を頂いたので、前任の都堂も返信するなど手紙の往来をしました。今、私は新任の都統・元帥として、これまでのように両国の付き合いを望んでおります。

^②不幸なことに、去年の四月、顯貴の船が順化の海口に停泊していたところ、風波に遭って船が壊れてしまい、頼るところも無い状態になってしまいました。順化大都堂の役人は顯貴がまっとうな商人であることを知らず、その船員達と争いになって、誤って命を落としてしまいました。将兵達は兵を起こして仇討ちしようとし、かつ毎日のように顯貴を殺すことを求めました。私は（そのとき）東京（現ハノイ）にいてこのことを聞き、心配で居ても立ってもいられませんでした。

去年、私は朝廷の命を奉じて再び巨鎮（順化）を治めることになりましたが、なおまだ我が国に滞在していた顯貴に会うことができました。私はもとより船を出して彼を帰国させようとしたのですが、いかんせん、天候が不順で出発がこれまで延びてしまいました。^③幸いなことに、貴国の船がまたやって来ましたし、顯貴はいきさつを知悉しておりますので、私が喜ばぬはずがありません。

ここに謹んで些少の進物を備えて、私の心を表したいと思います。どうかお受け取り頂きたいと思いますし、^⑤その他に手紙を一通付けましたので、どうか上位の方にお届け願います。(また、) 命令を下して(帰国した) 顕貴を我が国に再渡航させて下さい。(これによって) 兄弟国の交わりを結び、天地の道理を取り交わしたいと思います。本当にそのようであれば、^④生塩漆や武器といった軍需物資を援助して、国用を満たさせて頂ければ、私が閣下の徳に感じ入ること限りありません。他日、良い報せを頂けますれば、幸甚です。ここに書す。

両書簡の内容は基本的に同じで、²⁶⁾ ①以前に「白濱顕貴」なる者がやってきて日本と通商関係を結び、阮氏側の「前任都堂」が返書した。②阮潢が留守にしていた「旧年四月間」つまり1600年の春に、順化に停泊していた顕貴の船が難破し、さらにベトナムの官員を殺害してしまった。③阮潢の帰還後、来航した日本船に便乗する形で顕貴を送還する。④この機会に友誼を深め、軍事物資を援助して欲しい、というものである。「瑞国公書簡」には、^⑤もう1通の手紙を上位の者に渡して欲しいとの依頼も付け加えられている。

諸本間で目立って異同があるのは宛先である。「瑞国公致書」の宛名は、『異国来翰認』『異国出契』が「大相国家康公」で、『安南紀略藁』と『方策新編』が「大相国秀吉公」としている。「瑞国公書簡」では、『外蕃通書』『外蕃書翰』『安南紀略藁』は「家康公」、『異国出契』は「王成公」、『異国来翰認』は「正成公」とする。この食い違いの理由は『外国書翰』所収の「瑞国公致書」によって説明される(図1参照)。白抜き文字の「家康」と「秀吉」とが重ね書きされており、元々は秀吉宛であったことが分かる。「大相国(太政大臣)」という肩書きも秀吉宛説に整合的である(家康の任太政大臣は1616年)。

さすれば、「瑞国公書簡」も家康宛とは考えにくい。両書簡に対する家康からの返翰(慶長6年辛丑小春日付)《日1》に「本邦長崎より発する所の商船」とある。秀吉期から家康期初期まで九州諸大名や外国との取次を勤め、長崎奉行でもあった寺沢正成[山本1990]が宛先に相違なく、『異国来翰認』の「正成公」が正しい。そして、^⑤で上位への伝達を依頼したもう1通の手紙が「瑞国公致書」ということになる。阮潢が秀吉の死とその後の権力者交代を知らなかったことは明らかだが、宛名の書き替えがどの時点で誰によって行われたかは不明である。

両書簡に限らず、17世紀初頭の広南阮氏政権と日本との交渉において問題となるのが差出人の「瑞国公」という肩書きである。瑞国公名義の書簡は、弘定7年(1606)5月13日付家康宛返翰《安17》まで9通が確認されるが、この時期のベトナムに瑞国公の爵位を持つ人物は確認できない。阮潢の爵位は、1593年以前が「端郡公」で以後は「端国公」である。彼の後継者で

26) 『異国出契』は「瑞国公書簡」に付された別幅の年代を弘定3年とするが、これは単純な誤記であろう。

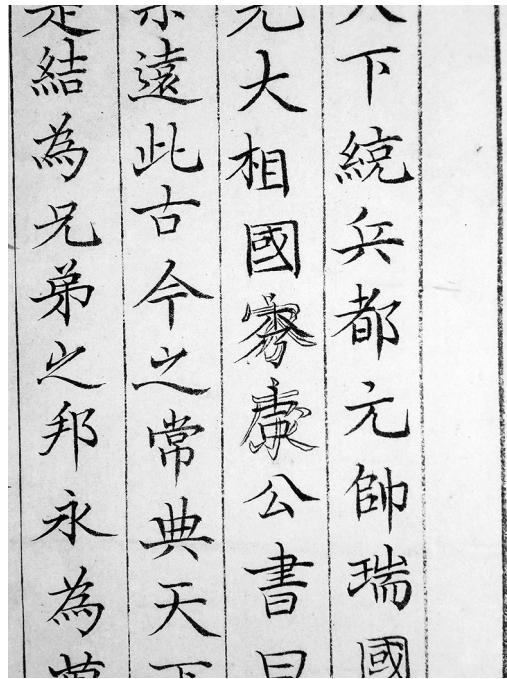


図1 『外国書翰』所収「瑞国公致書」宛名部分（国立公文書館蔵）

ある阮福源が、遅くとも父が没した1613年までに「瑞郡公」となったことは複数の史料で確認されるが、「瑞国公」の爵位が確認されるのは演義体の史書で取り扱いの難しい阮榜中（阮科占）『越南開国史伝』のみで、しかも国公である時期は対日外交文書で瑞国公が登場する時期と大きくずれる。²⁷⁾

永田安吉〔1940: 334-337〕が丁寧に指摘するように、「瑞国公書簡」に見える差出人の行動から、瑞国公が阮潢であることは鉄案である。²⁸⁾ さらに、弘定7年（1606）4月15日及び5月8日付「天南国太尉瑞国公曉示写」《安14, 16》の発給者を、『外蕃書翰』『異国出契』『異国来翰認』が「端国公」としている。²⁹⁾ 日本側史料に見える「瑞国公」は、筆写の段階で「端」を祥字である「瑞」と判断して転記し、これが定着したのではないだろうか。³⁰⁾

27) 〔桃木 1995: 31-33〕および正和本『全書』。なお、NVH本「大越史記本紀統編」巻20、庚子慎徳元年（1600）4月27日条は阮福源を瑞郡公とするが、この条には明らかな混乱が認められるため信頼できない。

28) ヴォー・ヴィン・クアン〔Võ Vinh Quang 2014: 379-397〕が対日外交文書で使われる印文を再検討し、「鎮守將軍之印」と「総鎮將軍之印」との間に使い分けがあり、前者は阮福源の印であって瑞国公は阮福源だとする新説を提唱している。しかし、「瑞国公致書」の「徴我還京」や「瑞国公書簡」の「我在東京」「於上年、我奉命天朝、復臨巨鎮」といった部分と齟齬をきたしており、従えない。

29) 『異国来翰認』は5月8日付曉示の差出人を「端公」とするが、単なる書き落としてであろう。

30) 但し、弘定10年（1609）5月17日付加藤清正宛「安南国大都統官瑞国公書簡」《安20》では、はっきり

「瑞国公書簡」の①に「以前に（そちらが）白濱顕貴を遣わして船を出して（こちらに）商売にやってきて、それを通じて誼を通じました。また、お手紙を頂いたので、前任の都堂も返信するなど手紙の往来をしました」とあり、「瑞国公致書」は冒頭で「私と大相国（秀吉）とは、以前に盟約を交わして既に定まっております、両国は兄弟国の間柄となって、永く万年の誼を結びました」とする。広南阮氏は1601年以前に最低一度は秀吉と書簡を往来しており、白濱顕貴なる人物がこれに関わっていたことになる。「瑞国公致書」の「大相国秀吉公」という宛名は、この往来で阮氏側に伝わったのだろう。秀吉と「往復」したのは「前任都堂」なので、阮潢が上京した留守を預かっていた阮福源であり、日本側の窓口は寺沢正成だったのだろう。となればこの往来は阮潢が東京に上った1593年5月以降、秀吉が没する1598年9月以前のこととなる。

次に、「白濱顕貴」について検討する。その出自は不明だが、ベトナム側史料には、「顕貴」が越海口（現クアンチ省）に現れて略奪を働いたのを、若き日の阮福源が征伐したというエピソードがあり、この顕貴が両書簡の白濱顕貴である可能性を夙に金永鍵〔1943b〕が指摘している。『越南開国史伝』は嘉泰元年（1573）、阮朝の正史である『大南寔録前編』は乙酉28年（1585）のこととするが、どちらも酉年なので、原史料には十二支のみが記されており、編纂時に繫年のずれが生じたのだろう。阮福源の生年が1563年なので、後者の年代を採るのが穏当である。

ここで注目されるのは、1600年春に白濱顕貴が難破した際に、どのような事情があったのか不明だが、現地の官員を殺害する騒擾事件を起こしたと両書簡が記していることである。この事件はベトナム側史料に見られない。阮福源による「顕貴」征伐を伝える現存ベトナム史料は早くとも18世紀末の成立である。1585年の越海口での賊征伐自体は史実なのかも知れないが、³¹⁾そこに「顕貴」の名が現れるのは、ベトナム側史料が編纂される段階までに両書簡に見える難破・騒擾事件の記録と混同されてしまったためであろう。

IV 書式に見る日越関係

以上3通の書簡をベトナム側はどのような認識のもとで作成し、日本側はどのように理解したのだろうか。本章では書簡に記された用語の特徴からこれを検討するが、ベトナム側の意図と戦略とをより正確に把握するために、検討の範囲を朱印船貿易時代に送られた書簡まで拡大する。

ㄨ と「瑞公」と記されている。しかしながら、この書簡には本来あるべき「書」印と釣り鐘状の花押印が見られないという不審点が存在する。

31) 阮福源は阮潢の6男である。1593年に阮潢が上京した際に留守を預かったが、父とともに上京した兄たちが莫朝残党との戦いで次々と死亡したこともあって、後継者に収まった。この海賊討伐譚には、阮福源が若い頃から優秀であったことを特筆し、その継位を正当化する役割が与えられている。

「福義侯書簡」と瑞国公の書簡との間には約10年の隔たりがあるが、藤田が「書」としてまとめているように、書式はほぼ共通している。³²⁾しかし、その表現や文体は大きく異なる。前者は日本側から見て到底受け入れられない表現が用いられているが、後者は日本の書札札から見ても比較的違和感の少ない表現・文体となっている。

前述したように、「福義侯書簡」は地方官衙の幹部が他国の王に送った書状だが、そのような文書とは思えぬ非礼な表現が目立つ。まず、「国王」に対する敬称が「殿下」ではなく「座下」³³⁾であり、かつそれが一度しか使われず、他の箇所では「国王」を繰り返している。そもそもこの手紙には、上行文書であることを明確に示す形式・文言が認められない。また、船が小さかったから象が載せられなかったなどという言い訳を堂々と書いてしまうことや、刀剣と鎧を送ってくれば返礼の品を「寄回」しようという表現も、地方官から国王への手紙という文脈では非常識であろう。経書を引用して「信」「誠」を押し出しながら陳梁山に騙されたことを示唆しているのも、日本側に責任を押しつける嫌味な表現と受け取られかねない。阮潢からの書簡にも見られる「茲書」という事務文書の如き止め言は敬意に欠ける印象を与えただろう。

阮氏からの2通も、自らは官爵のみ記して相手の諱は直書するという点において非礼な文書である。そもそも、現存するベトナムの対日文書で差出人の諱を記したものは一つとして存在せず、姓を記したものですらわずか4通に留まる。³⁴⁾

とはいえ、ベトナム側が日本に対する優越心からこれらの表現を採用したとも即断しにくい。「福義侯書簡」書き出しの「安南国」は1字下げられて、続く「日本国国王」が平出されている。³⁵⁾「国王」の前には必ず丸印が付けられているが、これは空格と同じ機能を持つ敬意表現で、ベトナムの近世文書や石刻によく見られるものである。つまり、福義侯側は、日本側に通じたかどうかはともかく、自分たちの常識に則った形で敬意を示してもいるのだ。経書の引用も、主観的には典故を踏まえ礼にかなった文章を作成しようとした現れだと思われる。ここに見えるのは、福義侯側文書作成者の日本の状況や漢字文化圏の外交文書書式に対する知識不足だけでなく、日越の常識のズレである。

その後の日越往復文書を通覧すると、広南阮氏から家康宛書簡の宛名は「日本国内大宰執原王殿下」《安5》、「日本国王殿下」《安7》、「日本国本主一位源家康王殿下」《安17》などと一定

32) 現代ベトナム語でも「書」は手紙の意味だが、ここでは末尾に「書」という印を捺しており、文書形式の一種となっている。藤田 [2016: 30-37] が「対等な関係で通交を求めたり、個別の案件を依頼するような内容で用いられている」と用例を整理している。

33) 座下の用例としては、弘治6年(1605)4月23日付「安南国瑞国公書簡写」《安11》の宛先に「日本国刺史豊富座下」が見える。既に家康からの書簡が届いている時期であることや肩書きが格下の刺史であることから、豊臣秀頼ではなく、豊臣姓を与えられた大名で広南阮氏との通交も確認される加藤清正宛と考えたい。

34) 《安1》(阮景端)、《安5》(阮潢)、《安15》(父安の地方官陳為)、《安40》(華郡公阮某)。

35) 現在のものは軸装のために四周が裁断されているが、元来は周囲にもっと余白をとった書状だった。

せず、本文中での他称文言も「宰執」「宰執殿下」《安5》、「国王」「国王殿下」「王」《安7》、「貴殿」《安12》などと揺れが大きい。1604年以前に出された家康の書簡での自称はいずれも「日本国源家康」だが、「(大) 宰執 (原王殿下)」「日本国王殿下」として広南阮氏側が家康を王として扱うことは一貫している。商人から情報収集しつつ、「(中国以外の) 国の主は王である」という中国を中心とする国際秩序の常識に従って採用したように思われる。弘定7年(1606)5月23日付家康宛の返翰《安17》に見られる「日本国本主一位」は、前年5月9日付阮潢宛の返書《日9》での名乗り「日本国従一位源家康」を承けての表現であることが明らかで、この間、広南阮氏は相手の呼称について模索、つまりは両国の常識のすりあわせを図っていたようだ。

それでも、1619年に船本弥七郎が持ち帰った阮福源の金札が「文牒慮外」だとして秀忠への上覧を差し止められ、これまでの将軍からの直書に代わって本多正純と土井利勝の連署からなる返書が出される事態が発生してしまう。金札の内容が伝わっておらず、具体的に何が「慮外」だったのか不明だが、この前年、阮氏側は海賊まがいの非法行為を行う日本商人の禁圧を求めており《安34, 35》、これに関連する文言だと想像される。しかし、藤井讓治が指摘するように、このことには将軍の権威を高めようとする日本側の方針転換も大きく関わっており〔藤井 2000: 34-49〕、これを実行する口実として使われた可能性もあろう。

鄭氏と徳川幕府との公的接触は「福義侯書簡」以降、1609年に難破した角倉船乗員の送還まで確認されない。この時、国老中軍都督府右都督兼知大医院掌院事の舒郡公(阮景堅。「福義侯書簡」の阮景端の兄)とその子である錦衣衛署衛事駙馬都尉の広富侯(阮景河)が「日本国国王殿下」宛に手紙を送っている《安23, 25》。その文面は、丁寧な文言も使用しているが、自称に「台下」を用い、内容も自らの功績を得々と誇るなど、国王宛の書状とは思えぬ表現が散見される。一方、1619年に華郡公³⁶⁾が長崎奉行に宛てた手紙《安36》は「拜書大邦日本国奉行大人」と記し、かつ「大邦」で改行2字抬頭している。さらに自国を「小国」と称し、広富侯が自国の鄭氏当主に対して用いている丸印を「○貴国」と日本に対して用いるなど、相当に丁寧な文面となっている。とはいえ、3通とも「書」形式の文書であって「啓」や「呈」などで無いことには変わりない。ベトナム国内での「書」の用例を収集・分析する必要があるが、当時のベトナムでは「書」は用途の制限がかなり緩い文書様式だったのかもしれない。

鄭氏当主からの直書は1624年の徳川家光宛書簡《安38》にまで降る。この手紙は来航した商人である角倉と末吉に托す形で家光に宛てられたものだが、宛名は記さず本文で「日本国主淳和^{(孝)(大)}并寛大政大臣日本大將軍源家光³⁷⁾」と敬称無しで記すという尊大なものだった。かかる非礼な手紙でありながらも、幕府は一旦は将軍からの返書を検討して草案《日26》も作成された。

36) 鄭氏政権の有力武將。姓は阮だが諱は不詳。筆者は阮景族の人間だと考えている。

37) 家光の将軍・源氏長者宣下は前年である元和9年(1623)7月のことだが、家光が任官したのは内大臣(秀忠も太政大臣ではない)で、淳和奨学別当の宣旨も出ていない〔藤井 1997: 35-43〕。

結局これは送付されず、酒井忠世以下3名連署の「安南国王麾下」³⁸⁾宛返書《日27》が出された。³⁹⁾3年後の書簡《安41》でも、家光の諱を敬称抜きで記しており、内容も、先年送った手紙と贈り物についての返信がなかったことについて角倉船の船長を逮捕尋問したことを記して高圧的に返信を求めている。⁴⁰⁾この先年送ったという手紙の文面は伝わっていないが、この段階で既に老中からの返書もなされなかったことから、他の2通（《安38, 40》）と同様の書式・文言だったと思われる。鄭樞の手紙はいずれも「日本国主」「大將軍」として家光を国王とせずに格下に扱っており、阮氏との態度の違いが明瞭に看取される。

しかも、1624年の書簡は「安南国王」と書き出し、そこで改行して「大元帥統国政清都王」と続けているのである。⁴¹⁾安南国王を名乗りながら、なおかつ自らの本来の称号をそれと同列ないし上位に置くが如き異例の筆法である。⁴²⁾『異国日記』上の録文は日付部分に重ねて捺される朱方印も模写しているのだが、2字×4行の配置で後半は「使司之印」と読める。「安南国王之印」だったならば、2字×3行に模写したであろうから、これは「安南都統使司之印」⁴³⁾に相違ない。黎朝皇帝のみが使用できるはずの安南都統使印を用い、やはり黎朝皇帝を差し置いて形式上は存在しないはずの安南国王を名乗りながらもそれを相対化する書式を使用するなど、もはや篡奪行為にも等しいものである。さらに徳川家光を格下扱いするなど、この書簡からは、前年に激しい内戦を経て王位を継いだばかりである⁴⁴⁾鄭樞の強い野心をうかがうことができる。

この書簡に宛所が明示されないのには、以上のような数々の越権行為が関係しているのではないだろうか。一読すればこれが家光宛であることは明らかだが、近藤守重は角倉宛の下文と解釈している（『外蕃通書』第13冊）。そのような解釈の余地を残した半公的な文書とすることで書簡が日本から拒絶される可能性を減らしつつ、鄭樞は自らの力を誇示し、来たるべき篡

38) この「麾下」は、呂宋国主、暹羅国王、東埔寨国主などへの書簡にも用いられている（岡本真氏のご教示による）。

39) 藤田はこの草案と返書を広南阮氏宛と見なしているようだが〔藤田 2015: 25〕、鄭樞が贈った「宝枕」への言及が一致しており、鄭樞宛とする川島元次郎説が妥当である〔川島 1921: 231-236〕。

40) この手紙から、1625・26年のいずれかにも鄭樞からの手紙が家光に送られていることも分かる〔川島 1921: 235〕。

41) 『異国日記』上第110丁の録文では1字下げて「安南国王」と書き出して改行し、「大元帥」で1字抬頭している。同下第102丁の録文では「安南国王」を2字下げて書き出して改行、「大元帥」で平出している。近藤守重『外蕃通書』第13冊（国立公文書館蔵本32152）の録文は字下げも抬頭もなく「大元帥」での平出のみである。原本が失われており、どれが正確なのか判然としないが、いずれも「安南国王」で改行していることは共通しており、この点は原貌を残していると考えられる。

42) 本文中で「我」という一人称を用いており、安南国王と清都王の連名という解釈は成り立ちがたい。

43) 広南阮氏が用いた「大都統」号は明らかにこれを意識したものである。

44) 正和本『全書』本紀続編卷癸亥（永祚）5年6～11月条（校合本 pp. 936-938）。なお、このとき鄭樞のライバルとなった鄭椿を、『全書』などベトナム史料が鄭樞の弟（次子）とするのに対して、アレクサンドル・ド・ロードは椿を長男 *Fils aîné*、樞を弟 *Cadet* としている〔Rhodes 1994 [1651]: chap. 4〕。ベトナム史料と西洋史料との間での兄弟順の食い違いは鄭樞の後継者争いにおいても見られるが、後考を期したい。

奪の日のための既成事実を作り上げようとしたのではないだろうか。以上のように、鄭氏との関係については、日本側の方針よりもベトナム側の尊大な姿勢が両国の公的関係を閉ざす主因だったことは明白である。

阮福源も、鄭阮開戦後の1632年に「安南国王都統領徳大尊公」というこれまでに見られない名義での書簡を発出している《安49》。この書簡に宛名は記されていないが、「申」という上行文書の形式を取り、文中に阮氏領に度々朱印船を派遣した茶屋四郎次郎が登場するので、阮福源が日本の君主に対して発出したものとみてよかろう。従来の（大）都統に加えて安南国王を名乗っているだけでなく、年紀が永祚14年6月4日となっていることも注目される。永祚の年号は実際には11年までであり、これは阮福源が鄭氏領での改元を承認しないことを表明したことを意味している。⁴⁵⁾ 3年後の1635年に茶屋氏に発給した書簡《安53》でも安南国王と名乗っており、自称の「我」の前に○印を用いるなど、阮福源は鄭氏の権威を否定するだけでなく、黎朝皇帝の権威にも挑戦する姿勢を示したとみて間違いないだろう。⁴⁶⁾

V 近世初期日越通交の時代状況

本稿で主に検討した3書簡が出された時期は、日越双方において政治的な激変期だった。日本統一を成し遂げた豊臣秀吉は、翌1591年にスペイン領フィリピンの総督に入貢を促す使節を送っているが、「福義侯書簡」が出されたのもこの年である。一方、ベトナムでは、「福義侯書簡」が出された年の末に黎朝が大軍を起こし、翌年頭に東京を奪還した。そして、この東京攻略と同じ年に文禄の役が始まったのである。

阮潢からの2通の書簡が日本に届いたのは関ヶ原の合戦の翌年だが、家康はこの機会を利用して返翰にて自らが日本の代表者であることを通知し、それへの返書が家康宛に届くことで家康の地位を内外双方から安定させることになった〔藤井 2000: 36-37〕。家康の返翰を誰が広南に運んだのか正確なところは不明だが、文中で白濱顕貴らを「凶徒」《日1》と呼び、顕貴はこれ以降史料に現れない。また、寺沢正成は翌年長崎奉行の職を解かれている。家康の長崎での海外貿易掌握を考える上で示唆的であろう。⁴⁷⁾

45) 《安49》は『異国日記』の録文しか残っていないため、「安南国大都統」の誤写の可能性も皆無とは言えない（『外蕃通書』は『異国日記』によるとしており、原本を参照していないようである）。しかし、この文書には「王都統」という字句が他に2箇所あり、全てを誤写するとは考えにくい。独自の判断で字句を改めるにしても、多くの先例がある「安南国大都統」をわざわざ「王都統」に改めるとは思えない。

46) 《安53》での年号は鄭氏領と共通のものを、印は「総鎮將軍之印」を用いている。

47) 顕貴に代わるように登場するのが船本弥七郎である。彼は日本・広南阮氏双方の信頼を勝ち得て20年余りにわたって広南との貿易に従事し、阮氏からは阮潢の義子、幕府からは広南渡航日本商人の監督者として扱われるに至った〔川島 1921: 588-591〕。この時期、複数の人間がベトナム側の権力者の義子とされたが、これについては〔蓮田 2019〕にて検討している。

ベトナムでは、阮潢による無断帰還の直後であり、後の鄭阮戦争に繋がる構図ができあがる。阮潢は具体的に品目を指定して軍需物資の援助を求めており、対鄭氏戦争に備えるため、難破騒擾事件を利用して日本からの軍需物資供給ルートを確認しようとしたことは疑いない。阮氏にとって対日交渉は鄭氏との外交戦の一環でもあり、朱印船の東京渡航禁止要請は以降も継続される。⁴⁸⁾ また、外国の君主が自らに宛てて書状を送ること、その往来を継続すること自体が自身の地位を安定させるという効果は、家康だけでなくベトナム側も狙っていたことであろう。とりわけ阮氏にその必要性が高かった。阮氏が早くから積極的に対日外交を展開した理由として、貿易の利益や軍需物資の調達だけでなく、このような側面も見逃せない。そして図らずも、鄭樞も後に同様の行動を取った。

両国でそれぞれ継起した戦争や政変の間に、もちろん直接の連関は無い。だが、家康と阮潢は、偶発的事件や接触を自己のために上手く活用しようとした。阮景端も同様である。この時の黎朝は東京奪還のための大遠征直前であった。「福義侯書簡」起草の場に対中関係に携わるような文人官僚が居合わせたならば、少なくとも「国王座下」などという文言の選択がなされなかったことは間違いない。中央が北方への遠征準備に注力していたタイミングで、後背地の阮景端が自己の個人的利益のために、独断で書簡を作成・発送したのだろう。

父安は古来海上貿易の要地であり、阮景端たちに外国商人との接触経験がなかったとは考えにくい。しかし、中国との公的な交渉は基本的に陸路で行われ、日本や朝鮮などとの公的な往来はこれまで皆無であった。父安での日常業務は前例や古典を踏まえた典雅な文書を必要とせず、「福義侯書簡」程度の文章で基本的に間に合うものだったのだろう。⁴⁹⁾

日越間の人やモノの往来は長らく中国東南沿岸部や琉球を経由するもので、民間、それも西洋人を含めた倭寇の勢力が担っており、航海術や商慣習などに関する技術・情報・ノウハウなども彼らの間で蓄積されてきたと考えられる。よって日越双方、とりわけベトナム側の公権力は、相手国の物産や政体についての知識に乏しかった可能性が極めて高い。⁵⁰⁾ 日本銀の登場と日本人の南シナ海進出、明朝の海禁緩和による華人の出海増加（と日本渡航禁止の継続）、欧州人のアジア間交易への参入、火器・造船・航海技術の進歩といった16世紀両シナ海域での環境変化に適応し、情報のギャップを自らの事業に利用しようとしたのが、陳梁山、隆巖、白濱顕貴といった人々だったのだ。

中国と東南アジアとの関係にもしばしば見られるが、彼らは現地王権に虚実ない交ぜの情報

48) 弘定5年(1604)5月11日付家康宛「安南国大都統阮潢書簡」《安7》、鄭阮開戦直後の永祚10年(1628)4月25日付家光宛「安南国都統官書簡」《安43》。阮潢は《安7》にて鄭氏のことを「もとより私と仇敵です(素与職讎敵)」と表現しており、両者の平和がかりそめのものであったことを如実に示している。

49) 但し、17世紀知識人の漢文素養の全般的低下をテイラー [Taylor 2011] が指摘している。

50) 陶磁器輸出が盛んになされたとされる15世紀後半ベトナムの対外交渉統制のありかたと担い手についての議論は[八尾2015]参照。

を提供して保護や投資を引き出し、外交使節兼貿易船団を組織することもあった。使節が携帯した現地王権名義の漢文外交文書にも関与することがあったため、海商や現地在住華人たちのリテラシーを反映して典雅とは言いがたい文章や口語的表現もしばしば見られる。⁵¹⁾ 当時の南シナ海域では、このような口語や現地語の入り交じったピジン漢語とでも称すべき言語が重要なコミュニケーション手段として広く用いられていたことは想像に難くない。「福義侯書簡」は、そのような世界の言葉が東アジアにおける外交の世界にうっかり顔を出してしまった事例なのである。

付 記

本稿は日本学術振興会科研費 15K02889, 15H03236 の助成を受けたものである。また、アジア海上貿易史研究者が多く参加する通称「倭寇の会」メーリングリストでの議論から多くのご教示を頂いた。加えて、匿名の査読者からも有益なご教示を頂いた。記して感謝の意を表する。

追 記

本稿脱稿後、藤田励夫「史料紹介 安南日越外交文書写二題」小島浩之（編）『東アジア古文書学の構築：現状と課題』（東京大学経済学部資料室，2018年）を得た。第4節で検討した《安38》について、新出の写を紹介している（京都大学総合博物館蔵）。本稿で「安南都統使司之印」と推定した末尾の朱印を、この文書は「大元帥統國政清都王」としている。藤田の考証によると、紙を貼り次いで大きさを再現しようとするなど、原本から直接作成した比較的忠実な写しのようなのである。しかし、この朱印については、大きさもかなり小さく印文を楷書で記しており、原本をそのまま再現したものとは思われない。

文 献 目 録

- 張 東翼. 2016. 「一二六九年『大蒙古国』中書省牒と日本側の対応」『モンゴル帝国期の北東アジア』15-51 ページ所収. 東京：汲古書院（初出：2005年）.
- Cooke, Nola; Li, Tana; and Anderson, James, eds. 2011. *The Tongking Gulf through History*. Philadelphia: University of Pennsylvania Press.
- Đỗ Thị Thủy Lan. 2015. Phổ Hiến trong Hệ thống Cảng thị Sông Đàng Ngoài thế kỷ XVII-XVIII: Tư liệu và Nhận thức Mới. *Tạp chí Nghiên cứu và Phát triển* 120: 41-70. Huế: Sở Khoa học và Công Nghệ tỉnh Thừa Thiên Huế.
- 藤井謙治. 1997. 『徳川家光』東京：吉川弘文館.
- . 2000. 「一七世紀の日本——武家の国家の形成」『岩波講座日本通史 12 近世2』朝尾直弘他（編），3-64 ページ所収. 東京：岩波書店.
- 藤田励夫. 2014. 「安南日越外交文書集成」『東風西声』9: 1-59, 図巻頭 3p.
- . 2015. 「続安南日越外交文書集成」『東風西声』10: 21-55.
- . 2016. 「安南日越外交文書の古文書学的研究」『古文書研究』81: 24-55.
- . 2017. 「まぼろしの『異国書翰屏風』について」『MUSEUM』671: 41-56.
- 五野井隆史. 1992. 「日本イエズス会の東南アジア布教と日本人司祭」『徳川初期キリシタン史研究』212-361 ページ所収. 東京：吉川弘文館（初出：1981年）.

51) 例えば、[北川・岡本 2015] が紹介する、カンボジアから徳川幕府に送られた書簡。

- . 1994. 「イエズス会非会員のコングレガサンと階層化——日本の同宿とトンキンのカテキスタの関わり」『史学雑誌』103(3): 35-73.
- 蓮田隆志. 2012. 「旧例と憑——近世中部ベトナム村落の生存戦略」『環東アジア地域における社会的結合と災害』(環東アジア研究叢書1) 新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター (編), 166-188 ページ所収. 新潟: 新潟大学人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター.
- . 2014. 「文理侯陳公補考」『東アジア——歴史と文化』23: 29-49.
- . 2015a. 「朱印船貿易・日本町関連書籍所載地図ベトナム部分の表記について」『資料学研究』12: 33-53.
- . 2015b. 「ベント・ティエンの伝える近世ベトナムの地方行政単位」『環東アジア研究』9: 35-50.
- . 2017. 「ベトナム後期黎朝の成立」『東洋学報』99(2): 01-025.
- . 2019 (近刊). 「朱印船時代の日越関係と義子——使節なき外交」『国書がむすぶ外交』松方冬子 (編), ページ未定. 東京: 東京大学出版会.
- Hoang Anh Tuan. 2007. *Silk for Silver: Dutch-Vietnamese Relations, 1637-1700*. Leiden and Boston: Brill.
- Hoàng Anh Tuấn (biên soạn). 2010. *Tư liệu các Công ty Đông Ấn Hà Lan và Anh về Kê Chợ - Đàng Ngoài thế kỷ XVII*. Hà Nội: Nxb Hà Nội.
- フィン・トロン・ヒエン. 2013. 「朱印船時代前後の日越関係」『史学研究』279: 21-46.
- Iioka, Naoko. 2009. *Literati Entrepreneur: Wei Zhiyan in the Tonkin-Nagasaki Silk Trade*. Ph.D. Dissertation, National University of Singapore.
- 岩生成一. 1966. 『南洋日本町の研究』東京: 岩波書店.
- . 1985. 『新版 朱印船貿易史の研究』東京: 吉川弘文館.
- 河上繁樹. 2015. 「絹織物」『日明関係史研究入門——アジアの中の遣明船』村井章介他 (編), 409-413 ページ所収. 東京: 勉誠出版.
- 川島元次郎. 1916. 『徳川初期の海外貿易家』大阪: 朝日新聞社.
- . 1921. 『朱印船貿易史』大阪: 内外出版.
- 菊池誠一. 2003. 『ベトナム日本町の考古学』東京: 高志書院.
- . (編). 2014. 『朱印船貿易絵図の研究』京都: 思文閣出版.
- 金 永鍵. 1943a. 「仏領印度支那東京興安に於ける舗客に就いて」『印度支那と日本との関係』199-234 ページ所収. 東京: 富山房.
- . 1943b. 「安南の史料に現はれたる顯貴の名に就いて」『印度支那と日本との関係』255-262 ページ所収. 東京: 富山房.
- 北川香子; 岡本 真. 2015. 「17世紀初頭カンボジア—日本往復書簡について」『東南アジア——歴史と文化』44: 120-141.
- 九州国立博物館 (編). 2013. 『大ベトナム展 公式カタログ——ベトナム物語』福岡: TVQ九州放送・西日本新聞社.
- Lê Thành Lân. 2010. *Năm trăm năm Lịch Việt Nam (1544-2043)*. Hà Nội: Nxb Hà Nội.
- 三宅俊彦; 菊池誠一. 2009. 「ベトナム北部の一括出土銭の調査: ベトナム中・近世貨幣流通の実態解明に向けて」『東南アジア——歴史と文化』38: 209-221.
- 桃木至朗. 1995. 「広南阮氏と『ベトナム国家』」『南シナ海世界におけるホイアン (ベトナム) の歴史生態的位置』(平成2年度科研報告書), 29-52 ページ所収.
- 永田安吉. 1940. 「十七世紀初頭を中心とした安南国の政情並に当時我が国と交通した安南人士に就いて」『東亜学』3: 293-356.
- 永積洋子. 1992a. 「再考 トンキンの日本人通詞ウルスラ」『日本歴史』532: 79-82.
- . 1992b. 「17世紀中期の日本・トンキン貿易について」『城西大学大学院研究年報』8: 21-46.
- . 2001. 『朱印船』東京: 吉川弘文館.
- 中田易直. 1984. 『近世対外関係史の研究』東京: 吉川弘文館.
- 中島楽章. 2009. 「西洋渡航朱印状について」『東方学』117: 98-117.
- Nguyễn Công Việt. 2005. *Ấn chương Việt Nam: Từ thế kỷ XV đến cuối thế kỷ XIX*. Hà Nội: Nxb KHXH.
- 日本ベトナム研究者会議 (編). 1993. 『海のシルクロードとベトナム』東京: 穂高書店.
- 岡崎 彰. 2010. 「ベトナムで使用されていた太陰太陽暦について」『群馬大学教育学部紀要』自然科学編 58: 35-43.
- 大沢一雄. 1975. 「黎朝中期の明・清との関係 (1527-1682年)」『ベトナム中国関係史——曲氏の抬頭から清仏戦争まで』山本達郎 (編), 333-404 ページ所収. 東京: 山川出版社.

- Phan Hải Linh. 2012. Voi Quảng Nam của Tướng quân Tokugawa Yoshimune. *Phát triển Kinh tế - Xã hội Đà Nẵng* 30: 39–48.
- Rhodes, Alexandre de. 1994 [1651]. *Lịch sử Vương quốc Đàng Ngoài (Histoire du royaume de Tonquin)*. Bản dịch Việt ngữ của Hồng Nhuệ, bản Pháp ngữ của Henri Albi, TP Hồ Chí Minh: Ủy ban Đoàn kết Công giáo.
- 櫻井清彦；菊池誠一（編）. 2002. 『近世日越交流史——日本町・陶磁器』東京：柏書房.
- 桜井由躬雄. 1991. 「東南アジア『近世』の開始」『世界史の中の近世』（日本の近世1）朝尾直弘（編），305–354 ページ所収. 東京：中央公論社.
- 楚狂. 1921–22. 「古代南日交通攷」『南風雑誌』漢文版 54: 200–213; 56: 54–59.
- Taylor, Keith W. 1993. Nguyen Hoang and the Beginning of Vietnam's Southward Expansion. In *Southeast Asia in the Early Modern Era: Trade, Power, and Belief*, edited by Anthony Reid, pp. 42–65. Ithaca and London: Cornell University Press.
- . 2011. Literacy in Early Seventeenth Century Northern Vietnam. *New Perspectives on the History and Historiography of Southeast Asia: Continuing Explorations*, edited by Michael Aung-Thwin and Kenneth Hall, pp. 183–198. Abingdon, Oxon: Routledge.
- Thành Thế Vỹ. 1961. *Ngoại thương Việt Nam hồi thế kỷ XVII, XVIII và đầu XIX*. Hà Nội: Nxb Sử học.
- Võ Vinh Quang. 2014. Một số Nhận định về Tác giả An Nam Quốc Thử của các chúa Nguyễn ở Đàng Trong. *Nguyễn Hoàng: Người mở cõi*, Phan Huy Lê và Đỗ Bang chủ biên, pp. 379–397. Hà Nội: Nxb Chính trị Quốc gia.
- 山口静子. 1983. 「近藤重蔵の史料——史料編纂所蔵『近藤重蔵遺書』に見る」『東京大学史料編纂所報』18: 44–60.
- 山本博文. 1990. 「豊臣政権の『取次』の特質」『幕藩制の成立と近世の国制』山本博文, 22–62 ページ所収. 東京：校倉書房（初出：1984 年）.
- 八尾隆生. 2009. 『黎初ヴェトナムの政治と社会』東広島：広島大学出版会.
- . 2015. 「黎朝聖宗の目指したもの——十五世紀大越ヴェトナムの対外政策」『東洋史研究』74(1): 39–75.

（2018 年 4 月 18 日 掲載決定）